

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

地方税法の一部改正により、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるよう自主的に判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」について、対象資産及び特例割合の見直しが行われたことから、厚木市市税条例の一部を改正するほか、所要の措置を講ずるものです。

2 改正概要

(1) 太陽光発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

ア 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに新たに取得したペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に対する課税標準を3分の1（現行：出力1,000kw以上については12分の7、出力1,000kw未満については2分の1）を乗じて得た額とするもの【附則第11項第1号、第2号及び第4号関係】

対象資産		地方税法上の特例割合	市特例割合
太陽光 発電設 備	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備	<u>固定資産税の課税標準について、 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とする。</u>	<u>1/3</u> (適用期間： 3年度)

イ 市特例割合（1/3）の考え方

本市では、厚木市環境基本計画、厚木市地球温暖化対策実行計画等に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を図っていることを踏まえ、税制面での更なる後押しをするため、地方自治体の裁量範囲で最大限の軽減とする特例割合（1/3）を採用するものです。

(2) 特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の新設

ア 特別特定建築物について既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合における当該特別特定建築物に係る固定資産税又は都市計画税の3分の1に相当する額を当該固定資産税又は都市計画税から減額するもの【附則第11項第1号及び第13項関係】

対象資産		地方税法上の特例割合	市特例割合
特別特定建築物（一定のバリアフリー改修を行ったもの）		<u>固定資産税・都市計画税について 1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合分の金額を減額</u>	<u>1/3</u> (適用期間： 2年度)

※ 特別特定建築物 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物をいいます。

例：病院、劇場、集会場、物品販売業の店舗、ホテル、老人ホーム、遊技場、博物館、公衆浴場、飲食店 など

イ 市特例割合（1/3）の考え方

旧制度である改正前の地方税法附則第15条の11の規定による改修実演芸術公演施設改修に対する固定資産税及び都市計画税の特例割合を引き続き継続することが妥当であると判断し、国が示す参酌基準の3分の1とするものです。

(3) 他市における特例割合の状況（令和8年6月現在）

対象資産	特例割合	県内自治体（改正済み）
太陽光発電設備 （ペロブスカイト太陽電池）	1/2	逗子市、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、南足柄市
	1/3	横浜市、川崎市
特別特定建築物 （バリアフリー改修）	1/3	川崎市、海老名市、座間市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市

3 施行時期

公布の日 ※ 令和9年度課税からの適用となります。

4 条例改正のスケジュール

令和8年5月 庁内意見照会・回答

7月 例規審査会

8月 厚木市議会 9月定例会議議案提案

10月 改正条例の公布及び施行

5 その他

市民参加手続については、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第3号に該当するため省略します。